
プロジェクト	IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発
項目	戦略

I. 本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）及び IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
2. 本資料は、日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準における**戦略**に関する定めについて検討することを目的としている。本論点に関連する論点として、第 12 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 4 月 25 日開催）において、「コア・コンテンツにおける 4 つの構成要素」について、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の公開草案に基づく審議を行っているが、2023 年 6 月に IFRS S1 号及び IFRS S2 号が確定したことを踏まえ、追加的に検討を行うべきかどうかを含め、検討を行う。
3. なお、戦略に関する論点のうち、レジリエンス（IFRS S1 号第 41 項及び第 42 項）に関する定めについては審議事項 A1-3「レジリエンス」において、気候レジリエンス（IFRS S2 号第 22 項）に関する定めについては審議事項 A2-2「気候レジリエンス」において、それぞれ検討を行っている。
4. また、ガイダンスの情報源（IFRS S2 号第 12 項及び第 23 項）に関する定めについては、別途検討を行うことを予定している。

II. 事務局による提案の要約

5. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 63 項参照）。
 - (1) 本資料において検討の対象とした日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準における戦略に関する開示要求について、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の定めを取り入れる方針とする。

Ⅲ. これまでの経緯

(公開草案に対する当委員会のコメントに関する検討)

6. 当委員会は、本論点に関し、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の公開草案に対して次のコメントを行った。
 - (1) 短期、中期及び長期という時間軸に区分して将来期間におけるリスク及び機会の影響を開示するという要求事項については、主要なビジネスにとって適切となるように将来期間を複数の期間に区分して開示を行うことを容認すべきであり、例えば、報告セグメントごとに複数の期間を開示することが考えられる。
 - (2) バリュー・チェーンに関して定量的情報を提供する場合、必ずしも報告企業以外の者が直接測定した又は報告した情報に限定されておらず、報告企業が見積りを用いて開示を行う場合もあることを明示すべきである。
 - (3) バリュー・チェーンに関する情報を開示するにあたり、定量的情報によるべきか、定性的情報によるべきか、あるいはそれらの組み合わせによるべきかは、開示目的に照らして企業が判断すればよいと考えられる。
 - (4) IFRS S2 号の公開草案では、戦略及び意思決定に関する開示要求が幅広く、粒度の細かいものとなっていることが懸念される。また、各項目について、開示要求なのか、例示なのかの区別が必ずしも明確でないと考えている。さらに、本来、指標及び目標における目標に関連する要求事項が、戦略及び意思決定に関する開示要求として定められているように思われる。
 - (5) 企業が戦略について開示するにあたり、この領域における重要性の判断の適用は難しい場合があると考えられるため、重要性の判断に関するガイダンスを開発すべきである。
 - (6) 財務的影響の開示に関しては、次の対応が必要と考える。
 - ① 見積りにおける主要な仮定及び使用したインプットを含め、企業がどのような見積りを行ったのかを利用者が理解できるようにする情報を開示することを要求すべきである。
 - ② 予想される影響額の開示は、将来に対する約束ではなく、当初の予想とはまったく異なる結果になる可能性があるという前提に基づき企業として最善の見積りを行っている旨を基準上明記すべきである。

- ③ 現在の及び予想される財務的影響の算定方法について、産業別基準の技術的プロトコルを開示トピックごとに定め、企業が開示を作成する場合に当該技術的プロトコルを参照することを要求すべきである。

(第 12 回サステナビリティ基準委員会における審議)

7. IFRS S1 号及び IFRS S2 号の公開草案では、金融安定理事会の気候関連財務開示に関するタスクフォース (TCFD) による提言 (TCFD 提言) を基礎として、サステナビリティ関連の戦略に関する開示目的及び当該目的を達成するために必要な開示について提案された (IFRS S1 号公開草案第 14 項から第 24 項、IFRS S2 号公開草案第 7 項から第 15 項)。
8. 本論点に関する第 12 回サステナビリティ基準委員会における事務局の提案は、次のとおりである。
- (1) IFRS S1 号及び IFRS S2 号の公開草案における戦略に関する開示目的及び開示要求について、これらと整合的な定めを日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準に取り入れる。
9. これに対して、事務局の提案に反対する意見は聞かれなかった。

(公開草案からの変更点)

10. 確定した IFRS S1 号及び IFRS S2 号の「サステナビリティ関連のリスク及び機会」並びに「ビジネス・モデル及びバリュー・チェーン」、並びに確定した IFRS S1 号の「戦略及び意思決定」に関する定めは、公開草案から実質的な変更はなされていないと考えられる。
11. 一方、確定した IFRS S2 号の「戦略及び意思決定」については、公開草案から次のような変更がなされていると考えられる。
- (1) 確定基準では、企業のビジネス・モデルに対する現在の及び予想される変更に関する情報に関する開示要求について、例示が減り、要求事項と例示の区別も明確になったと考えられる (IFRS S2 号第 14 項(a))。
- (2) 気候関連のリスク及び機会への対応に関して、公開草案では、企業が設定した気候関連の目標をどのようにして達成する計画であるかに関する開示を要求することが提案されていた (IFRS S2 号公開草案第 13 項(a)) が、確定基準では、法令により企業が満たすことが要求されている目標についても、これをどのようにして達成する計画であるかに関する開示が要求されている (IFRS S2 号第 14 項(a))。

- (3) 気候関連のリスク及び機会への対応に関して、公開草案では、企業が実施している直接的及び間接的な適応及び緩和の取組みに関する開示を要求することが提案されていた（IFRS S2 号公開草案第 13 項(a) (i) (2)）が、確定基準では、現在の取組みのみならず、予想される取組みに関する開示も要求されている（IFRS S2 号第 14 項(a) (ii)）。
- (4) 気候関連の目標については、公開草案では「戦略」のセクションで提案されていたものがあつた（IFRS S2 号公開草案第 13 項(b)）が、確定基準では目標をどのように達成することを計画しているかについての開示が「戦略」のセクションで要求されることとなり（IFRS S2 号第 14 項(a) (v)）、目標に関する詳細な定めは「指標及び目標」のセクションに移動された（IFRS S2 号第 33 項から第 36 項）。
12. また、確定した IFRS S1 号及び IFRS S2 号の「財政状態、財務業績及びキャッシュ・フロー」に関しては、公開草案から次のような変更がなされていると考えられる。
- (1) 公開草案では、定性的情報は、定量的情報を提供することができない場合に提供することを要求することが提案されていた（IFRS S1 号公開草案第 22 項及び IFRS S2 号公開草案第 14 項）。
- 一方、確定基準では、定量的情報を開示する必要がない場合が明確化され（IFRS S1 号第 38 項及び第 39 項並びに IFRS S2 号第 19 項及び第 20 項）、その場合に提供すべき定性的情報等が明らかにされた（IFRS S1 号第 40 項及び IFRS S2 号第 21 項）。
- (2) 公開草案では、そうすることができない場合を除き、定量的情報を開示することが提案されていた（IFRS S1 号公開草案第 22 項及び IFRS S2 号公開草案第 14 項）。
- 一方、確定基準では、現在の若しくは予想される財務的影響を区分して識別できない場合、又は、測定の不確実性のレベルがあまりにも高いために、見積りによりもたらされる定量的情報が有用でない場合には、定量的情報を提供する必要はないとされている（IFRS S1 号第 38 項及び IFRS S2 号第 19 項）。
- また、予想される財務的影響に関しては、企業が定量的情報を提供するスキル、能力又はリソースを有していない場合も定量的情報を提供する必要はないとされている（IFRS S1 号第 39 項及び IFRS S2 号第 20 項）。
- ただし、これらの定めに基づき定量的情報を開示しない場合には、その理由など所定の開示を行うことが求められている（IFRS S1 号第 40 項及び IFRS S2 号第 21 項）
- (3) 公開草案では、将来の財務的影響に関して、「一定期間にわたる（over time）」影響を開示することが提案されていた（IFRS S1 号公開草案第 22 項(c)及び(d)並びに IFRS S2 号公開草案第 14 項(c)及び(d)）。

一方、確定基準では、「短期、中期及び長期にわたる」影響を開示しなければならないとされている（IFRS S1 号第 35 項(c)及び(d)並びに IFRS S2 号第 16 項(c)及び(d)）。

- (4) 公開草案では、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための企業の戦略を踏まえ、企業の財政状態が将来どのように変化すると見込んでいるかについての開示を作成するにあたり、企業の現在の及び約束した（current and committed）投資計画を反映することを要求することが提案されていた（IFRS S1 号公開草案第 22 項(c) (i) 及び IFRS S2 号公開草案第 14 項(c) (i)）。

一方、確定基準では、当該開示を作成するにあたり、企業が契約上約束していない（not contractually committed）投資計画及び処分計画も含めて反映することが要求されている（IFRS S1 号第 35 項(c) (i) 及び IFRS S2 号第 16 項(c) (i)）。

- (5) 公開草案では、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための企業の戦略を踏まえ、企業の財務業績が将来どのように変化すると見込んでいるかについての開示を要求することが提案されていた（IFRS S1 号公開草案第 22 項(d) 及び IFRS S2 号公開草案第 14 項(d)）。

一方、確定基準では、財務業績のみならず、キャッシュ・フローがどのように変化すると見込んでいるかについての開示も要求されている（IFRS S1 号第 35 項(d) 及び IFRS S2 号第 16 項(d)）。

- (6) 確定基準では、予想される財務的影響の開示を作成するにあたり、「報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報」及び「企業が利用可能なスキル、能力及びリソースに見合ったアプローチ」を用いなければならないことが示されている（IFRS S1 号第 37 項及び IFRS S2 号第 18 項）。公開草案では、これに対応する定めはなかった。

IV. 事務局による分析

13. IFRS S1 号及び IFRS S2 号における戦略の定めは、定性的な開示を要求するものが多いと考えられる。これらの定めが、どのような開示を要求しているのかは明確であると考えられる一方で、重要性がある情報を開示しなければならないという全般的な定めに対し、どこまで開示すれば重要性がある情報を開示したことになるのかが必ずしも明確でないことが課題であると考えられる。

14. 前項に記載した課題は、戦略のみならず、コア・コンテンツに関する開示に共通する課題であると考えている。このため、当該課題については、今後、当委員会において検討することを予定している。次項以降では、この点を踏まえた分析を行っている。

議論のための準備：用語の定義

15. 議論のための準備として、IFRS S1 号又は IFRS S2 号と同様に、以下のように用語を定義することが考えられる。

ビジネス・モデル： 企業の戦略上の目的 (purpose) を達成し、当該企業にとっての価値を生み出し、結果として短期、中期及び長期にわたりキャッシュ・フローを生み出すことを目的とした、企業の活動を通じてインプットをアウトプット及び結果 (outcomes) に変換する企業のシステム

バリュー・チェーン： 報告企業のビジネス・モデル及び当該企業が事業を営む外部環境に関連する、相互作用、リソース及び関係のすべて

気候関連の移行計画： 温室効果ガス排出の削減などの活動を含む、低炭素経済に向けた移行のための企業の目標、活動又はリソースを示した企業の全体的な戦略の一側面

開示目的

16. 戦略の開示目的に関して、公開草案と確定基準の比較は次のとおりである (IFRS S2 号では、「サステナビリティ関連」を「気候関連」に置き換えたものとなっている。)

IFRS S1 号	公開草案
<p>28 The objective of sustainability-related financial disclosures on strategy is to enable users of general purpose financial reports to understand an entity's strategy for <u>managing</u> sustainability-related risks and opportunities.</p> <p>戦略に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会を<u>管理</u>する企業の戦略を理解できるようにすることにある。</p>	<p>14 The objective of sustainability-related financial disclosures on strategy is to enable users of general purpose financial reporting to understand an entity's strategy for <u>addressing significant</u> sustainability-related risks and opportunities.</p> <p>戦略に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、一般目的財務報告の利用者が、<u>重大なサステナビリティ関連</u>のリスク及び機会に<u>対処</u>する企業の戦略を理解できるようにすることにある。</p>

17. 戦略に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、サステナビリティ関連のリスク

及び機会の識別、評価、管理及びモニタリングに関する開示についての要求事項と整合させるため、「対処する (address)」という用語を「管理する (manage)」に置き換えたとされている (IFRS S1 号 BC100 項)。これは、基準上用いる用語が整理されたことによるものと考えられることから、公開草案から実質的な変更はなされていないと考えられる。

18. 国際的な比較可能性を大きく損なわないものとするためには、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の定めを取り入れるという、これまでの方針は変更せず、確定した IFRS S1 号及び IFRS S2 号に基づき、当委員会が開発する基準の文案を検討することが考えられる。

開示要求

(企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別)

19. 企業を取り巻くサステナビリティ関連のリスク及び機会はさまざまであるが、これらの中でサステナビリティ関連財務開示の対象となるとなるのは、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会に限られる。
20. IFRS S1 号及び IFRS S2 号は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会 (IFRS S2 号の場合は、気候関連のリスク及び機会。以下同様) について、次の 2 つの観点から識別されるものと考えているように推察される。
 - (1) 企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに影響を与えるサステナビリティ関連のリスク及び機会
 - (2) 企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに影響を与えるサステナビリティ関連のリスク及び機会
21. 前項のいずれの「影響」についても、現在、そのサステナビリティ関連のリスク及び機会が企業に与えている影響と、将来、企業に与えることが予想される影響の両方が含まれている。
22. したがって、本資料において扱っている開示要求は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会について開示した上で、そのリスク又は機会を開示対象として識別した根拠を説明することを求めるものであると整理することができると考えられる。

(サステナビリティ関連のリスク及び機会¹)

23. サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにするという開示目的（本資料の第 16 項参照）を達成するためには、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるものとして識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会を開示することが第一歩となる。この観点からは、IFRS S1 号第 30 項(a)及び IFRS S2 号第 10 項(a)に基づく開示が有用と考えられ、同様の定めを日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準に取り入れることが考えられる。
24. 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別は、企業がどのような産業に所属し、どのような事業活動を行っているかについての理解を踏まえて、短期的には日常的なリスク管理プロセス²を通じて、また、中期的又は長期的には、中長期的な経営計画の策定プロセスを通じて行われることが多いと考えられる。この際、シナリオ分析が用いられる場合もあると考えられる³。
25. したがって、サステナビリティ関連のリスク及び機会を開示するにあたっては、その影響が生じることが合理的に見込まれる時間軸とあわせて開示することが有用であると考えられる。この観点からは、IFRS S1 号第 30 項(b)及び IFRS S2 号第 10 項(c)に基づく開示が有用と考えられ、同様の定めを日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準に取り入れることが考えられる。
26. ここで、IFRS S1 号は、企業が「短期」、「中期」及び「長期」をどのように定義し評価するのかは、企業が事業を営む産業並びに関連するビジネス及び投資のサイクルを含む多くの要因の結果であり、企業固有の概念であることにより、「短期」、「中期」及び「長期」は定義せず、企業が定義することとした上で当該定義について開示することを要求している（IFRS S1 号 BC102 項）。この考え方は合理的であると考えられることから、日本版 S1 基準においても同様の取扱いとすることが考えられる。

¹ サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際のガイダンスの情報源については、「ガイダンスの情報源」に関する論点について審議する際に別途検討することを予定している（本資料の第 4 項参照）。

² サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する企業のプロセスは、「リスク管理」における開示項目（IFRS S1 号第 44 項及び IFRS S2 号第 25 項）であり、日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準においても IFRS S1 号及び IFRS S2 号の当該定めを取り入れる方針で検討を行っている（第 21 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 9 月 19 日開催）審議事項 A1-3 「リスク管理」）。

³ IFRS S1 号第 44 項(a) (ii)では、サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別にあたり、シナリオ分析を用いているかどうか、用いている場合にはどのように用いているかに関する情報の開示が要求されている。脚注 2 に記載したとおり、当該定めについても日本版 S1 基準に取り入れる方針で検討を行っている。

27. また、前述のとおり、短期的にも中長期的にもリスク管理がなされている場合、当該時間軸と、サステナビリティ関連のリスク及び機会の時間軸が整合することが多いと考えられ、この時間軸の関係に関する情報は有用であると考えられる。また、時間軸が整合しない場合には、両者がどのような関係にあるのかに関する情報が有用になると考えられる。したがって、企業による「短期」、「中期」及び「長期」の定義と企業が戦略的意思決定に用いる計画期間との関係を開示することは有用であると考えられる。この観点からは、IFRS S1 号第 30 項(c)及び IFRS S2 号第 10 項(d)に基づく開示が有用と考えられ、同様の定めを日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準に取り入れることが考えられる。

リスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響に関する開示

28. 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク又は機会であるかを識別する 1 つの観点は、当該リスク又は機会が企業のビジネス・モデル又はバリュー・チェーンに影響を与えるかどうかであると考えられる。この評価は、後述する財務的影響と比べると、定性的な評価になることが多いと考えられる。
29. このような影響には、現に存在するリスク又は機会が企業の既存のビジネス・モデル又はバリュー・チェーンに与えている影響もあれば、将来、生じるリスク又は機会の影響に備えて将来のビジネス・モデル又はバリュー・チェーンに与えることが予想される影響もあると考えられる。
30. また、特定の地域、施設又は資産の種類など、特定の部分にサステナビリティ関連のリスク又は機会が集中することがある。
31. こうした、企業自身のサステナビリティ関連のリスク及び機会については、企業の日常的なリスク管理又は中長期的な経営計画の策定を通じて把握されていることが多いと考えられる。
32. このため、サステナビリティ関連のリスク及び機会が現在の企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与えている影響、サステナビリティ関連のリスクが将来の企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与えることが予想される影響、並びに企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンにおいて、サステナビリティ関連のリスク及び機会が集中している部分を開示することが有用であると考えられる。この観点からは、IFRS S1 号第 32 項及び IFRS S2 号第 13 項に基づく開示が有用と考えられ、同様の定めを日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準に取り入れることが考えられる。

リスク及び機会の財務的影響

33. 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク又は機会であるかを識別するもう1つの観点、当該リスク又は機会が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに影響を与えるかどうかであると考えられる。
34. 企業の日常的なリスク管理又は中長期的な経営計画において、定性的に重要であると考えられるリスク及び機会については、具体的な財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローへの影響（これらをまとめて「財務的影響」という。）を把握するため、より詳細な分析が行われることが多いと考えられる。なお、ここでいう財務的影響には、現在の財務的影響と予想される財務的影響の両方が含まれる。

(現在の財務的影響)

35. 現在の財務的影響は、金額的に重要性がある場合には、通常、財務諸表に反映されていると考えられる。
36. また、IAS 第1号第125項は、見積りに関連して、翌年度の財務諸表において計上されている資産又は負債の帳簿価額に対して重要性がある調整が行われる重大なリスクを開示することとしており、これと連動する形で、IFRS S1 号第35項(b)及びIFRS S2 号第16項(b)は、関連するサステナビリティ関連のリスク又は機会を開示することとしている。
37. さらに、現在の財務的影響に関連する開示として、IFRS S1 号第35項(c)及び(d)並びにIFRS S2 号第16項(c)及び(d)は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を踏まえた、短期、中期及び長期における、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローの変化に関する見込みについて開示することを要求している。財政状態の変化の見込みに関する開示にあたっては、企業の投資計画及び処分計画（契約上約束していない計画を含む。）並びに企業の戦略を遂行するための資金計画を考慮することとしている。

(予想される財務的影響)

38. 予想される財務的影響について、IFRS S1 号及びIFRS S2 号は、現在の財務的影響と比べて開示しなければならない項目について詳細な定めを置いていない。一方、将来に関する予想を含むことの難しさを反映して、開示しないことが認められる状況について詳細に説明している。

39. IFRS S1 号第 34 項 (b) 及び IFRS S2 号第 15 項 (b) は、予想される財務的影響について、サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の財務計画にどのように含まれているのかを考慮しなければならないとしている。
40. 一方で、IFRS S1 号第 37 項及び IFRS S2 号第 18 項は、予想される財務的影響に関する開示を作成するにあたり、報告期間の末日において企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用い、また、企業が利用可能なスキル、能力及びリソースに見合ったアプローチを用いることを要求している。

(定量的な情報の開示とその免除)

41. IFRS S1 号第 36 項及び IFRS S2 号第 17 項は、現在の財務的影響及び予想される財務的影響の開示において、定量的情報を開示する場合、単一の数値又は数値の範囲を用いることができるとしている。特に予想される財務的影響の開示については、仮定の置き方によって見積りの数値が変わるため、同様の定めを日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準に取り入れることが考えられる。
42. また、IFRS S1 号第 38 項及び IFRS S2 号第 19 項は、現在の財務的影響又は予想される財務的影響の開示について、次のいずれかに該当すると企業が判断した場合に、定量的情報を開示する必要はないとしている。
- (1) それらの影響を区分して識別できない。
 - (2) それらの影響を見積るにあたり測定の不確実性があまりにも高いために、もたらされる定量的情報が有用ではない。
43. さらに、IFRS S1 号第 39 項及び IFRS S2 号第 20 項は、企業が定量的情報を提供するスキル、能力又はリソースを有していない場合、予想される財務的影響の開示について、定量的情報を開示する必要はないとしている。
44. ただし、IFRS S1 号第 40 項及び IFRS S2 号第 21 項は、前 2 項に基づき定量的情報を開示しない場合には、開示しないこととした項目について、次の事項を開示することを要求している。
- (1) 定量的情報を開示しない理由
 - (2) 当該事項に関する定性的情報

(3) 当該事項に関するサステナビリティ関連のリスク又は機会と、他の事項に関するサステナビリティ関連のリスク又は機会及びその他の要因との複合的な財務的影響に関する定量的情報。ただし、当該情報が有用でないと企業が判断する場合を除く。

45. 以上を踏まえると、サステナビリティ関連のリスク及び機会が、報告期間において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響、並びにサステナビリティ関連のリスクが、短期、中期及び長期において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えることが予想される影響を開示することが有用であると考えられる。この観点からは、IFRS S1 号第 34 項及び第 35 項並びに IFRS S2 号第 15 項及び第 16 項に基づく開示、また、これらの開示に関連する IFRS S1 号第 37 項から第 41 項の定め及び IFRS S2 号第 17 項から第 21 項の定めが有用と考えられ、同様の定めを日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準に取り入れることが考えられる。

(サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響)

46. 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるものとして識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会について、企業は何らかの対応を行っていることが多いと考えられる。サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響を開示する目的は、企業の対応についての情報を提供することにあると考えられる。

47. IFRS S1 号第 33 項及び IFRS S2 号第 14 項は、企業の戦略及び意思決定において、サステナビリティ関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか、また、今後対応する計画であるのかを開示することを要求している。さらに、過去の報告期間に開示した計画に対する進捗（定量的及び定性的情報を含む。）について開示することを要求している。

48. 企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会への対応（予定を含む。）及びその進捗状況は、利用者にとって有用な情報を提供することになると考えられる。

49. このほか、IFRS S1 号第 33 項(c)では、企業が考慮した、サステナビリティ関連のリスク及び機会間のトレードオフを開示することが求められている。このようなトレードオフの例として、IFRS S1 号では、新たな事業を営む場所に関する意思決定を行うにあたり、環境上のインパクトと当該事業がコミュニティに創出する雇用の機会を考慮している場合が挙げられている。このように、識別したリスク及び機会が企業の意思決定にどのような影響を与えたのかを説明するにあたり、リスク及び機会間のトレードオフに関する情報は、主要な利用者にとって有用な情報を提供すると考えられる。

50. なお、IFRS サステナビリティ開示基準では、IFRS S1 号にのみトレードオフに関する開

示要求が定められているが、IFRS S1 号は他の IFRS サステナビリティ開示基準において定めがない場合に開示すべき情報を定めており（IFRS S1 号第 25 項）、日本版 S1 基準においても IFRS S1 号の当該位置付けを取り入れることを検討しているため、日本版 S2 基準においても、対応方針を検討する際に企業が考慮した、気候関連のリスク及び機会のトレードオフの開示を明示的に求めることが考えられる。

51. 以上を踏まえると、企業の戦略及び意思決定において、サステナビリティ関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか、また、今後対応する計画であるのか、過去の報告期間に開示した計画に対する進捗、並びに企業が考慮した、サステナビリティ関連のリスク及び機会の間のトレードオフを開示することが有用であると考えられる。この観点からは、IFRS S1 号第 33 項並びに IFRS S2 号第 14 項（本資料の次項以降で検討している IFRS S2 号に追加されている事項を除く。）に基づく開示が有用と考えられ、同様の定めを日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準に取り入れる（トレードオフに関する定めは日本版 S2 基準にも取り入れる。）ことが考えられる。

（気候関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響に関連する固有の検討事項）

追加されている事項

52. IFRS S1 号第 33 項(a)と IFRS S2 号第 14 項(a)では、企業の戦略及び意思決定において、リスク及び機会にどのように対処してきたか、また、今後対応する計画であるのかについて開示することを要求している点で同じであるが、IFRS S2 号第 14 項(a)では、この計画に、企業が設定した気候関連の目標又は法令により満たすことが要求されている気候関連の目標がある場合、それらを達成するための計画の内容を含むこととされている。さらに、リスク及び機会に対処する活動のために報告期間の末日においてリソースを確保している方法及び将来、リソースを確保するための計画の内容を開示することが要求されている。
53. また、IFRS S2 号第 14 項(a)では、次の事項に関する開示が追加されている。これらはいずれも、該当がある場合にのみ開示しなければならない事項であると考えられる。
- (1) 気候関連のリスク及び機会に対処するために、現在の企業のビジネス・モデル（リソースの配分を含む。）を変更している場合にはその内容。また、将来におけるビジネス・モデル（リソースの配分を含む。）の変更が予想される場合にはその内容

- (2) 気候関連のリスク及び機会に対処するために、現在、直接的及び間接的な緩和及び適応を実施している場合にはその内容。また、将来における直接的及び間接的な緩和及び適応の取組みが予想される場合にはその内容
- (3) 気候関連の移行計画を有している場合、当該移行計画の内容（移行計画の作成に用いた主要な仮定及び移行計画を実現するために必要となる不可欠な要因及び条件に関する情報を含む。）
- (4) 気候関連の目標（温室効果ガス排出目標を含む。）を有している場合、これを達成するための計画の内容

緩和及び適応の取組み（本資料の第 53 項(2) 及び(3) 参照）

- 54. 気候関連のリスク及び機会を生じさせる要因の典型例としては、地球温暖化があると考えられる。地球温暖化への対策には、一般に、温室効果ガスの排出削減又は吸収を行う「緩和」と、既に起こりつつある気候変動影響への防止又は軽減のための備え及び新しい気候条件の利用を行う「適応」の 2 つがあるとされている。企業は直接的及び間接的に緩和及び適応に取り組む場合があるため、既に実施した緩和及び適応の取組みや、今後実施予定の緩和及び適応の取組みに関する情報は、主要な利用者には有用な情報であると考えられる。この観点からは、IFRS S2 号第 14 項(a)(ii)及び(iii)に基づく開示が有用と考えられ、同様の定めを日本版 S2 基準に取り入れることが考えられる。
- 55. なお、緩和及び適応については、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 6 次評価報告書において説明されている⁴ものの、その直訳では我が国の関係者にとって理解が困難であると考えられるため、前項に記載した説明を日本版 S2 基準の結論の背景に記載することが考えられる。

気候関連の移行計画（本資料の第 53 項(4) 参照）

- 56. 気候関連のリスク及び機会に対し、企業は、気候関連の移行計画を策定していることがある。気候関連の移行計画については、全社的な視点から策定されることが多いと考え

⁴ 緩和（mitigation）：温室効果ガスの排出を削減したり、吸収を増強したりするための人為的介入。（A human intervention to reduce emissions or enhance the sinks of greenhouse gases.）

適応（adaptation）：人間のシステムにおいては、損害を和らげたり有益な機会を活用したりするために、実際の又は予想される気候及びその影響に対して調整するプロセス。自然のシステムにおいては、実際の気候及びその影響に対して調整するプロセスであり、人間の介入は、予想される気候及びその影響に対する調整を促進する可能性がある。（In human systems, the process of adjustment to actual or expected climate and its effects, in order to moderate harm or exploit beneficial opportunities. In natural systems, the process of adjustment to actual climate and its effects; human intervention may facilitate adjustment to expected climate and its effects.）

られ、経営方針やリソースの調達など、企業の戦略とも密接に関連するものであると考えられる。

57. 企業が気候関連の移行計画を有している場合、移行計画の作成に用いた主要な仮定や、移行計画を実現するために必要となる不可欠な要因及び条件に関する情報など、当該移行計画に関する情報は、企業の見通しに関して主要な利用者に有用な情報を提供するものと考えられる。この観点からは、IFRS S2 号第 14 項 (a) (iv) に基づく開示が有用と考えられ、同様の定めを日本版 S2 基準に取り入れることが考えられる。

気候関連の目標（温室効果ガス排出目標を含む。）（本資料の第 53 項 (5) 参照）

58. 企業は、気候関連のリスク及び機会の影響への対応に関連して、企業自身が温室効果ガス排出目標などの気候関連の目標を設定する場合及び法令により特定の目標を達成することが要求される場合があると考えられる。このような目標は、気候関連の移行計画に関連している場合もあれば、そうでない場合も考えられる。しかしながら、企業がこのような目標を有している場合、当該目標に関する情報は、企業の見通しに関して主要な利用者に有用な情報を提供するものと考えられる。この観点からは、IFRS S2 号第 14 項 (a) (v) に基づく開示が有用と考えられ、同様の定めを日本版 S2 基準に取り入れることが考えられる。

ビジネス・モデルの変更（本資料の第 53 項 (1) 参照）

59. 企業は、気候関連のリスク及び機会の影響への対応に関連して、上述した緩和及び適応の取組み、気候関連の移行計画、気候関連の目標について検討することに加え、企業のビジネス・モデルを変更することもあると考えられる。ビジネス・モデルの変更に関する情報は、有用な情報を提供するものと考えられる。
60. また、企業が気候関連のリスク及び機会に対する対応を進める場合、そのためのリソースを確保する必要があると考えられる。そのようなリソースの確保に関する情報は、有用な情報であると考えられる。この観点からは、IFRS S2 号第 14 項 (a) (i) に基づく開示が有用と考えられ、同様の定めを日本版 S2 基準に取り入れることが考えられる。

（気候関連の指標を用いた開示）

61. 本資料の第 13 項に記載したとおり、サステナビリティ関連の戦略に関する定めは、定性的な開示を要求するものが多いと考えられる。これについて気候関連の戦略に関しても同様と考えられるが、気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略について主要な

利用者が理解できるようにするという開示目的を達成するためには、そのような開示について、気候関連の指標⁵を用いて説明を行うことが有用と考えられる。

62. このことは、IFRS S2 号第 23 項に定められているため、当該定めを日本版 S2 基準に取り入れることが考えられる⁶。

(事務局による提案)

63. 本論点に関しては、本資料において検討の対象とした日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準における戦略に関する開示要求について、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の定めを取り入れる方針とすることが考えられるかどうか。

V. 文案

64. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。文案イメージは、日本版 S1 基準の内容に関する当委員会の審議のために作成するものであり、構成等については全体の文案を作成する段階で再度検討する予定である。なお、「¶S1.X」は参考にした IFRS S1 号の項番号を示している（これは当委員会の審議のためにのみ用いるものであり、確定した日本版 S1 基準からは削除する予定である。）。

(HP では非公表)

65. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S2 基準の文案イメージは、以下のとおりである。文案イメージは、日本版 S2 基準の内容に関する当委員会の審議のために作成するものであり、構成等については全体の文案を作成する段階で再度検討する予定である。なお、「¶S2.X」は参考にした IFRS S2 号の項番号を示している（これは当委員会の審議のためにのみ用いるものであり、確定した日本版 S2 基準からは削除する予定である。）。

(HP では非公表)

⁵ 第 23 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 10 月 16 日開催）審議事項 A2-6「気候関連の指標及び目標」

⁶ 本資料の脚注 1 参照

ディスカッション・ポイント

- ① 本資料の第 63 項に記載した事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
- ② 日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
- ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以 上